

平成 28 年度施策評価における二次政策評価の実施方針

1 趣旨

道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、平成 28 年度施策評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成 14 年北海道条例第 1 号。以下「条例」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。

2 基本的な考え方

二次政策評価については、平成 28 年度施策評価における一次政策評価の実施方針 2 の基本的な考え方により実施する。

3 二次政策評価の対象

条例第 6 条の規定により実施機関が行った施策評価（一次政策評価）について、4 の二次政策評価の視点及び方法により二次政策評価を実施する。

4 二次政策評価の視点及び方法

(1) 重点点検施策

北海道総合計画（以下、「総合計画」という。）並びに総合計画と一体的に推進する重点戦略計画（北海道創生総合戦略及び北海道強靱化計画）及び新・北海道ビジョン推進方針など関連する計画並びに行財政運営方針等を踏まえ、次の視点により重点的な点検・検証を実施する。

ア 施策目標の達成状況

- (ア) 目標の達成状況に遅れがみられるもの
- (イ) 目標を達成する上で特に大きな課題があるもの

イ 施策間の連携状況等

- (ア) 関連する施策間・部局間の相互連携が不十分なもの
- (イ) 多様な主体による協働の取組が不十分なもの

ウ 施策の緊急性、優先性

- (ア) 緊急性が高く、優先的に取り組む必要のあるもの
- (イ) 新たな課題等への対応が必要なもの

(2) 二次政策評価の調整

二次政策評価の検討など必要な事項については、別に定める。

(3) 評価調書の作成

知事は、各実施機関が作成した施策評価調書（別紙様式。以下「評価調書」という。）に必要な意見を付して実施機関へ通知する。

5 外部意見の反映

二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取する。

6 二次政策評価結果の反映

二次政策評価の結果については、総合計画や重点戦略計画など関連する計画及び新・北海道ビジョン推進方針の推進管理、重点政策の展開、予算の編成及び執行、組織及び機構の整備等道政のあらゆる分野への反映を図る。

7 二次政策評価結果の公表

二次政策評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、二次政策評価の結果、意見の内容等）については、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、実施機関（当該施策の主管部局）においても縦覧及び配付用資料の配付などを行う。

8 道民参加の推進

- (1) 二次政策評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるように努めるとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努める。
- (2) 道民の意見の政策評価への反映状況については、適時に公表する。